

# 狭山市地域強靱化計画

令和4年3月

狭山市

## 目 次

第1章 計画の概要	1
1. 策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 地域防災計画との関係	3
第2章 本市の概況	4
1. 自然的条件	4
2. 社会的・経済的条件	4
(1) 人口	4
(2) 土地利用	6
(3) 産業	6
3. 近年の自然災害	7
(1) 地震	7
(2) 風水害	7
(3) 大雪	9
第3章 狭山市地域強靱化計画の基本的な考え方	10
1. 基本目標	10
2. 事前に備えるべき目標	10
3. 計画期間	10
第4章 想定するリスクの範囲、リスクシナリオ及び施策分野の設定	11
1. 想定するリスク（大規模自然災害等）の範囲	11
2. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定	11
3. 施策分野の設定	13
第5章 脆弱性評価の結果と推進方針	14
1. 脆弱性評価の結果と推進方針	14
2. リスクシナリオと総合計画における各施策の対応表	55
第6章 計画の推進と進捗管理	59
1. 推進体制	59
2. 計画の進捗管理	59
3. SDGsの達成に向けた施策の推進	59

## 第1章 計画の概要

### 1. 策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、国においては、平常時から大規模自然災害等の様々な危機を想定して備えることが重要であるとの認識のもと、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布及び施行し、これに基づき、平成26年3月に国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、その後、基本計画の策定から約5年が経過し、平成28年熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ見直しを図り、平成30年に基本計画を変更しました。

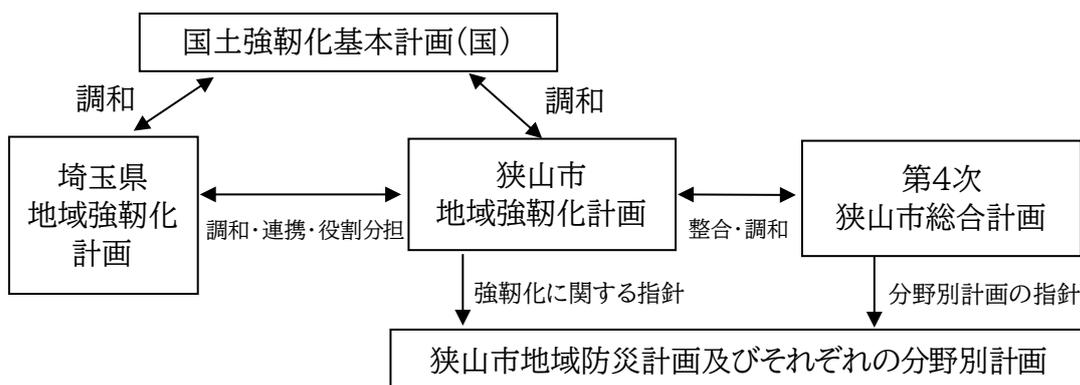
また、埼玉県においては、大規模自然災害が発生しても県民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、県民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、県民の安全・安心を守るよう備えるため、平成29年3月に埼玉県地域強靱化計画（以下「県地域計画」という。）を策定しました。

本市においても、基本計画及び県地域計画との調和を図るとともに、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、大規模自然災害等の発生時に、市民の生命・生活を守り、経済社会への被害が致命的にならないようにする「強さ」と、受けた被害から迅速に回復する「しなやかさ（靱やかさ）」を持った災害に強いまちづくりを推進するため、「狭山市地域強靱化計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画であり、基本計画との調和、県地域計画との調和・連携・役割分担のもと、本市における最上位計画である「第4次狭山市総合計画（以下「総合計画」という。）」との整合・調和を図っています。

また、本計画は、地域防災計画をはじめとする各分野別個別計画の強靱化に関する指針となるものです。



(参考)国土強靱化基本法(平成25年12月11日法律第95号)

(国土強靱化地域計画)

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)

第14条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

### 3. 地域防災計画との関係

本市における防災への取り組みについて定めた「狭山市地域防災計画」は、各種災害に対して、応急対策に重点を置きつつ、発災前の予防対策から発災後の復旧対策までを網羅的に定めています。

一方、本計画は、あらゆる自然災害等を想定し、最悪の事態に陥ることを回避するために、発災前（平常時）の備えを中心に定めるものであり、まちづくりの視点も含めたハード・ソフト両面での包括的な計画となります。

今後は、両計画それぞれの目的に合わせた役割分担を図りながら、災害に対する全ての対処局面において備えをすることで、災害に強いまちづくりを推進します。

	地域強靱化計画	地域防災計画
目的・理念	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進する	地域における災害を予防し、被害の拡大を防ぐとともに 災害の復旧を図り、もって市民の生命・身体及び財産を災害から守る
対象局面	発災前(平常時)	発災前・発災後・復旧時
施策の設定	最悪の事態を回避し、迅速に復旧・復興するための施策	予防・応急・復旧など個別・具体的な施策
根拠法令	国土強靱化基本法	災害対策基本法

## 第2章 本市の概況

### 1. 自然的条件

本市は、飯能市に源を発し荒川へ注ぐ入間川の両岸に開けた沖積層の低地と、これに連なり緩やかに広がる洪積層の台地からなり、左岸は入間台地、右岸は武蔵野台地とそれぞれ呼ばれています。

市域の面積は48.99平方キロメートルで、埼玉県の南西部にあって東京都心から35キロメートルから40キロメートルの距離に位置しています。

気候については、夏季は高温多湿、冬季は低温乾燥の傾向にありますが、比較的暮らしやすく、近年の最高気温は40.0度、最低気温はマイナス5.7度で、年間平均気温は15.9度です。また、年間平均降雨量は1240.9ミリメートルです。

市内には、入間川や不老川などの河川が流れているほか、入間川の河岸段丘に沿って斜面林が連なり、また、市の南部には江戸時代の新田開拓の名残をとどめる畑や平地林が広がり、緑豊かな田園景観を形成しています。

### 2. 社会的・経済的条件

#### (1) 人口

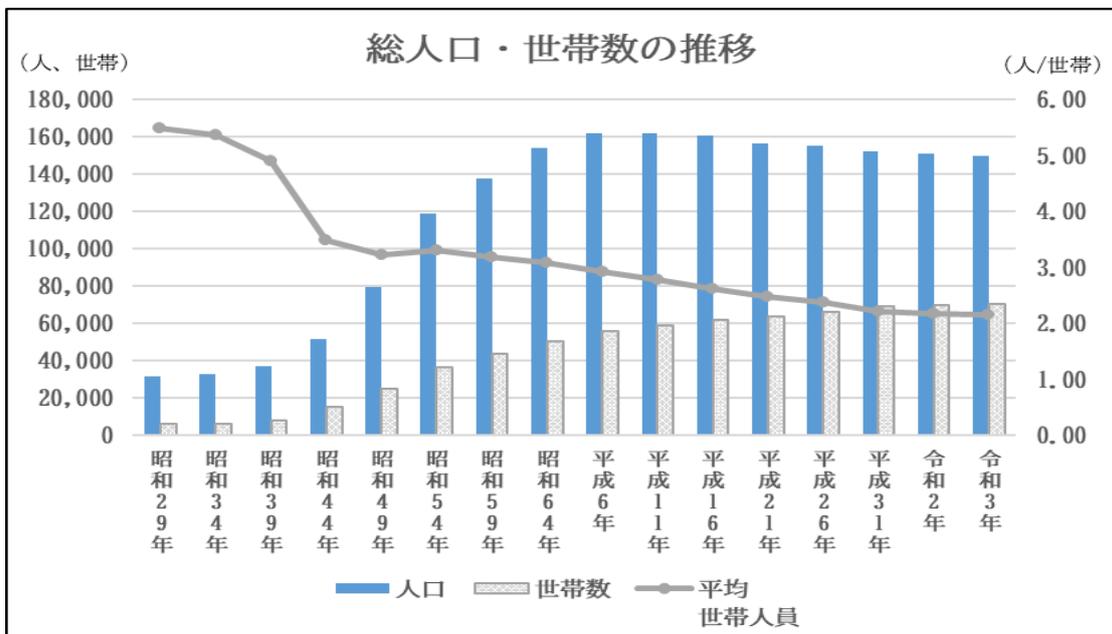
本市の人口は、昭和40年代後半から昭和50年代前半にかけて大きく伸びましたが、平成元年以降は伸びが緩やかになり、平成6年6月の16万3,647人をピークに減少する傾向にあり、令和3年1月現在では14万9,826人となっています。

一世帯当たりの人員は、昭和40年代後半から平成4年までは3人強で推移してきましたが、その後低下し令和3年1月現在では2.14人となっています。近年の人口動態として、自然動態は死亡数が増えて出生数が減っていることから減少傾向にあります。一方で、社会動態は転出が転入を上回り、転出超過が続いてきましたが、近年は転入超過になる年も見られます。

転出について見ると、特に20歳代半ばから30歳代後半の年齢層が多くなっており、就職や結婚など人生の転機に埼玉県内の近隣自治体または東京都へ転出する人が多いことが主な要因と推測されます。なお、転入について見ると、特に10歳代後半から20歳代前半の年齢層が多くなっており、就職や転勤が主な要因と推測されます。

表－総人口・世帯数の推移

年	人口	世帯数	平均 世帯人員
昭和29年	31,030	5,668	5.47
昭和34年	32,366	6,035	5.36
昭和39年	37,015	7,573	4.89
昭和44年	51,329	14,786	3.47
昭和49年	79,052	24,586	3.22
昭和54年	118,403	36,043	3.29
昭和59年	137,523	43,185	3.18
昭和64年	153,478	49,864	3.08
平成6年	161,897	55,675	2.91
平成11年	161,647	58,311	2.77
平成16年	160,258	61,566	2.60
平成21年	156,324	63,462	2.46
平成26年	154,772	65,712	2.36
平成31年	151,661	68,798	2.20
令和2年	150,719	69,319	2.17
令和3年	149,826	69,859	2.14



出典：統計さやま（住民基本台帳各年1月1日現在、ただし昭和29年は7月1日現在）

※住民基本台帳改正及び外国人登録法廃止に伴い、平成24年7月9日以降は外国人を含めた人数です。令和4年1月1日現在、外国人登録人員は、2,767人でした。

## (2) 土地利用

本市は、市域の全部が都市計画区域で、このうち29.8%の1,462ヘクタールが市街化区域であり、残り70.2%の3,442ヘクタールが市街化調整区域に指定されており、市街化区域の占める割合は、所沢市の38.8%、入間市の35.0%、埼玉県の30.5%を下回っています（令和2年4月）。市街化区域における用途地域別の土地利用は、住居系が約73%、商業系が約4%、工業系が約23%となっています。

市街化調整区域のうち約57%にあたる1,948ヘクタールが農業振興地域に指定され、このうち874ヘクタールが農用地区域になっています。

南西部には、入間市に一部またがる形で航空自衛隊入間基地があります。一方、南部の平地林や入間川に沿った斜面林など、緑豊かな自然環境も残されています。

## (3) 産業

本市の産業構造は、年度により多少の差異はあるものの、第2次産業と第3次産業が大部分を占め、このうち第2次産業については、製造業の占める割合が高い構造になっています。

工業については、製造品出荷額等は昭和57年に埼玉県内で第1位になって以来、現在まで常に上位を維持しており、一時期は減少傾向にあったものの、近年では増加傾向にあり、令和2年には1兆756億5千万円となっています。また、このうち、輸送機械製造が全体の約6割を占めています。

商業については、商店数・販売額とも減少しており、平成28年の小売業の商店数は684店で、年間商品販売額は約1,171億円となっています。売場面積が広く、従業者数も多い大型の商店は販売額が増加する一方、小規模な商店は減少する傾向にあります。

農業については、都市化の進行に伴い、全体としてみると農地や農業就業人口が減少するとともに、耕作放棄地が増加し、就業者の高齢化も進行しています。

### 3. 近年の自然災害

#### (1) 地震

平成23年3月に発生した東日本大震災では、市内で震度5弱が観測されましたが、建築物の倒壊など大きな被害は発生しておらず、また、近年においても、地震による目立った被害は発生していません。

#### (2) 風水害

平成28年8月に関東に上陸した台風第9号により、複数の河川で護岸洗掘が生じるとともに、不老川で溢水が生じ、家屋を中心に多くの浸水被害が発生しました。

翌年、平成29年10月の台風第21号では、不老川及び久保川で護岸が崩壊し、家屋被害等が発生しました。

また、令和元年10月の台風第19号では、東日本と東北地方を中心に広い地域で記録的な大雨となり、1都12県で大雨特別警報が発表され、本市においても、初めて大雨特別警報が発表されたことを受け、市として初めてレベル4の避難勧告及び避難指示を発令しました。

このような状況において、人的被害や浸水による大規模な住宅被害等は発生しなかったものの、最終的に避難所等を25か所開設、避難者数が最大1,458人に至るなど、今までに経験したことがない規模の災害対応となりました。

表－近年の風水害による被害概要

発生年月	災害	被害概要
平成28年8月	台風第9号	不老川溢水4箇所（入曽、堀兼） 河川被害25箇所（不老川護岸洗掘、久保川護岸の一部崩壊、入間川右岸・上奥富堰下流の護岸洗掘） 住家・非住家の被害（床上浸水58棟、床下浸水292棟） 農地被害（20件 3.75ha 入曽、堀兼、水富）
平成29年10月	台風第21号	不老川溢水1箇所 河川被害4箇所（不老川護岸崩壊、久保川護岸崩壊、フェンス基礎洗掘） 住家・非住家の被害（床上浸水1棟、床下浸水3棟） 道路被害2箇所
令和元年10月	台風第19号	農地被害2件、農作物被害15件 農業用施設（ビニールハウス、畜舎等）被害4件 農業用水利施設（堰、用水路等）被害8件 冠水被害6件、陥没被害1件、土砂堆積被害1件 倒木被害5件 住家・非住家の被害（床上浸水5棟、床下浸水1棟）



平成28年台風第9号時の入曽地区の様子



平成29年台風第21号時の不老川の様子



令和元年台風第19号時の入間川の様子（昭代橋付近）

### （3）大雪

平成26年2月には、関東甲信地方に大雪が降り、本市においても55cmの積雪を記録し、転倒等による人的被害や降雪による住宅・車庫等の損壊等が発生したほか、積雪により車両の立ち往生が発生するなど交通にも影響を及ぼしました。

また、平成30年1月にも市内で積雪35cmを記録し、人的被害や降雪による住宅・車庫等の損壊等が発生しました。

表－近年の大雪による被害概要

発生年月	災害	被害概要
平成26年2月	大雪	積雪55cm（埼玉西部消防組合 狭山署 富士見分署観測） 人的被害24人、倒木箇所4箇所 降雪による住宅・車庫等の損壊 多数 農業用ハウス等被害73棟 積雪による車両の立ち往生が発生
平成30年1月	大雪	積雪35cm（埼玉西部消防組合 狭山署 水野分署観測） 人的被害7人 降雪による住宅・車庫等の損壊 数件 積雪による車両の立ち往生が発生

### 第3章 狭山市地域強靱化計画の基本的な考え方

#### 1. 基本目標

基本計画及び県地域計画における基本目標との調和を図りつつ、いかなる大規模自然災害等が発生しても「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の実現に向けて、次の4つを基本目標として設定します。

基本目標	
1	市民の生命を最大限守ること
2	地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響を軽減すること
3	市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
4	迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

#### 2. 事前に備えるべき目標

4つの基本目標の実現に向け、基本計画及び県地域計画との調和を図りつつ、より具体的な目標として、次の8つを「事前に備えるべき目標」として設定します。

事前に備えるべき目標	
1	被害の発生抑制による人命の保護
2	救助・救急・医療活動による人命の保護
3	交通ネットワーク、情報通信機能の確保
4	必要不可欠な行政機能確保
5	生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧
6	経済活動の機能維持
7	二次災害の発生抑制
8	大規模自然災害被災後の迅速な再建・復興

#### 3. 計画期間

基本計画及び県地域計画の計画期間との調和に留意するとともに、総合計画の計画期間を踏まえ、概ね5年間を計画期間とし、地域強靱化に関する施策等の進捗状況や社会経済情勢の変化などを考慮し、適宜見直しを行うものとします。

## 第4章 想定するリスクの範囲、リスクシナリオ及び施策分野の設定

### 1. 想定するリスク（大規模自然災害等）の範囲

想定するリスク（大規模自然災害等）の範囲について、基本計画や県地域計画と同様に大規模自然災害全般を対象にするとともに、地域防災計画における被害想定及び過去の災害被害を踏まえ、地震、風水害、大雪、航空機事故災害の4つを基本とします。

### 2. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

「事前に備えるべき目標」の達成に向け、基本計画及び県地域計画を踏まえ、本市の地域特性に応じ、次の34のリスクシナリオを設定します。

事前に備えるべき目標とリスクシナリオ

事前に備えるべき目標	
リスクシナリオ	
目標 1:被害の発生抑制による人命の保護	
1-1)	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-2)	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
1-3)	異常気象(浸水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-4)	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-5)	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
目標 2:救助・救急・医療活動による人命保護	
2-1)	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
2-2)	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
2-3)	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
2-4)	感染症等が蔓延する事態
目標 3:交通ネットワーク、情報通信機能の確保	
3-1)	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
3-2)	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
3-3)	旅客の輸送が長期間停止する事態
3-4)	物資の輸送が長期間停止する事態
3-5)	情報通信が輻輳・途絶する事態
3-6)	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
目標 4:必要不可欠な行政機能の確保	
4-1)	被災等により、治安が悪化する事態
4-2)	市の行政機能が低下する中で、応急対応行政需要が大幅に発生する事態
目標 5:生活・経済活動に必要なライフラインの確保と、早期復旧	
5-1)	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
5-2)	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
5-3)	取水停止等により、給水停止が長期化する事態
5-4)	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
5-5)	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
目標 6:経済活動の機能維持	
6-1)	産業の生産力が大幅に低下する事態
6-2)	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態
目標 7:二次災害の発生抑制	
7-1)	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
7-2)	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
7-3)	危険物・有害物質等が流出する事態
目標 8:大規模自然災害被災後の迅速な再建・復興	
8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態
8-2)	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3)	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
8-4)	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
8-5)	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
8-6)	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
8-7)	貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

### 3. 施策分野の設定

2で設定したリスクシナリオを回避し、最悪の事態に至らないようにするために、必要となる施策分野の設定を行います。

本計画では、基本計画及び県地域計画との整合を図りつつ、総合計画における7つの分野(章)を施策分野として設定します。

分類	施策分野
個別施策分野	環境共生
	健康福祉
	都市基盤
	産業経済
	教育文化
	市民生活
横断的分野	計画推進

## 第5章 脆弱性評価の結果と推進方針

### 1. 脆弱性評価の結果と推進方針

リスクに対する弱みを想定する脆弱性評価の結果と、第4章で設定したリスクシナリオを回避するための対応方策(推進方針)について、リスクシナリオ及び総合計画の各施策の「主なとりくみ」と対応させて整理します。なお、総合計画の施策には該当するものの、具体的に該当する「主なとりくみ」がない場合には、施策名だけを記載します。

#### 【記載例】

事前に備えるべき目標1 被害の発生抑制による人命の保護				
1-1) 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態				リスクシナリオ
施策番号	27	施策名	住みよいまちづくりの推進	総合計画の施策
主なとりくみ	(2)	住宅団地などの適正管理の促進		総合計画の主なとりくみ
脆弱性評価の結果	・適正に管理されていない空家等の火災による周辺住民への被害を軽減するため、空家等の対策が必要である。			脆弱性の分析・評価、課題の検討
推進方針	・「狭山市空家等対策計画」に基づき、特定空家等の発生を未然に防ぐための「適切な管理の促進」に重点を置きつつ、空家等の有効活用や特定空家等の解消に向けた対策にも取り組む。また、総合的な空家等対策を推進するための体制を整備する。			脆弱性評価に基づき、リスクシナリオを回避するための対応方策(推進方針)

事前に備えるべき目標1 被害の発生抑制による人命の保護

1-1) 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態

施策番号	27	施策名	住みよいまちづくりの推進
主なとりくみ	(2)	住宅団地などの適正管理の促進	
脆弱性評価の結果	・適正に管理されていない空家等の火災による周辺住民への被害を軽減するため、空家等の対策が必要である。		
推進方針	・「狭山市空家等対策計画」に基づき、特定空家等の発生を未然に防ぐための「適切な管理の促進」に重点を置きつつ、空家等の有効活用や特定空家等の解消に向けた対策にも取り組む。また、総合的な空家等対策を推進するための体制を整備する。		

施策番号	27	施策名	住みよいまちづくりの推進
主なとりくみ	(4)	良質な宅地開発・建築の誘導	
脆弱性評価の結果	・老朽木造住宅密集市街地について、火災の発生・拡大が想定され、対策が必要である。		
推進方針	・住宅密集地などリスクの高い地域や災害時の道路機能維持に影響を及ぼす沿道を、防火・準防火地域に指定することについて検討を行う。		

施策番号	30	施策名	公園整備・都市緑化の推進
主なとりくみ	(1)	公園の整備と管理の充実	
脆弱性評価の結果	・市街地で大規模火災が発生した場合に、延焼を防止する公園や緑地等の確保が必要である。		
推進方針	・火災の延焼防止を図ることができ、また、避難場所にもなることから、公園や緑地等の整備を推進する。		

施策番号	54	施策名	建築物の適切な管理の推進
主なとりくみ	(1)	市営住宅の長寿命化と住宅ニーズへの対応	
脆弱性評価の結果	・市内 16 団地、26 棟、807 戸の市営住宅については、すべて耐火構造となっている。		
推進方針	・「第 2 次狭山市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、建物の適切な改修・改善事業の実施により、安全で快適な居住空間の確保を推進する。		

施策番号	54	施策名	建築物の適切な管理の推進
主なとりくみ	(2)	安全で良好な住環境の充実	
脆弱性評価の結果	・適正に管理されていない建築物の火災による周辺住民への被害を軽減するため、民間建築物の適切な維持管理が必要である。		
推進方針	・建築物の適切な維持管理を目的とした建築物等の定期報告制度などについて周知するとともに、安全で安心な建築物を増やす取り組みを推進する。		

施策番号	59	施策名	基地周辺環境の整備の推進
主なとりくみ	—	施策の総合的な推進(基地対策)	
脆弱性評価の結果	・市周辺には、自衛隊や在日米軍の飛行場があることから、航空機事故災害への対策が必要である。		
推進方針	・航空機事故災害時の情報通信手段を平常時から確保し、県や自衛隊等との連絡体制を強化する。		

施策番号	56	施策名	消防・救急体制の充実
主なとりくみ	(1)	埼玉西部消防組合との連携の推進	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市と近隣4市で構成する埼玉西部消防組合の設立により、消防・救急機能が広域化され、市域にとらわれない対応による初動体制の強化や、消防に関する行財政運営の効率化と基盤強化が図られている。</li> <li>・自治会・自主防災組織等への支援が必要である。</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉西部消防組合との連携を推進するとともに、消防・救急業務を円滑に遂行できるよう支援する。</li> <li>・各家庭における出火を防止するため、地震火災対策等の防火指導・啓発を行い、市民の火災予防に対する知識の向上及び防火意識の高揚を図る。</li> <li>・出火要因となる火気使用設備・器具の安全な取り扱いと、火気使用場所の環境整備について指導を行う。</li> <li>・埼玉西部消防組合において、火災予防条例で住宅用火災警報器の設置について定めていることから、引き続きホームページで設置について周知を行い、火災からの逃げ遅れによる死傷者数の低減を図る。</li> <li>・自主防災組織の結成を検討している自治会に対し、自主防災組織に関する説明会等を開催し、結成を促進する。また、新規に結成した自主防災組織には、「自主防災組織資機材等整備補助事業」により、組織の整備を支援する。</li> <li>・延焼拡大を防止するため、自治会・自主防災組織等で行われている防災教育の場を活用し、防火意識の高揚を図るとともに、初期消火の重要性と具体的消火方法の周知を図る。</li> </ul>		

施策番号	56	施策名	消防・救急体制の充実
主なとりくみ	(2)	消防団の充実強化	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内には、数多くの工場が立地し、石油類や化学薬品等を扱う工場もあることから、大規模火災が発生する可能性があり、その結果、消防力が分散され、他の地区の消火活動に影響が生じる可能性がある。</li> <li>・消防団を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、被用者の増加、地域コミュニティの希薄化などにより大きく変化し、消防団員の減少が進んでいることから、消防自動車の配置や、各分団の部班体制を見直す必要がある。</li> <li>・災害時にいつでも出動が可能な団員を確保し、初動体制の強化を図る必要がある。</li> <li>・大規模火災が発生し、消火に時間を要する場合、逐次交代しながら消火活動にあたることから、団員数の維持に努める必要がある。</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な災害などに迅速かつ的確に対応するため、消防団への加入促進に取り組み、消防団を中心とした地域の防災体制の強化を図る。</li> <li>・地域の実情を反映した組織・運営体制を実現するため、消防団の施設、車両、装備などの適正な配置及び計画的な整備を推進する。</li> <li>・火災予防・広報団員、OB 団員など、それぞれの能力やメリットを生かしながら、特定の活動や役割のみに参加する機能別消防団員制度の導入を検討する。</li> </ul>		

## 1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態

施策番号	27	施策名	住みよいまちづくりの推進
主なとりくみ	(2)	住宅団地などの適正管理の促進	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正に管理されていない空家等の倒壊による周辺住民への被害を軽減するため、空家等対策の推進が必要である。</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「狭山市空家等対策計画」に基づき、特定空家等の発生を未然に防ぐための「適切な管理の促進」に重点を置きつつ、空家等の有効活用や特定空家等の解消に向けた対策にも取り組む。また、総合的な空家等対策を推進するための体制を整備する。(再掲)</li> </ul>		

施策番号	54	施策名	建築物の適切な管理の推進
主なとりくみ	(2)	安全で良好な住環境の充実	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間建築物の耐震化率は、住宅が約 93%、病院、店舗など多数の者が利用する一定規模以上の建築物が約 95%である。</li> <li>・県指定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化が完了したことから、これに引き続き、市指定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を所有者等に働きかける必要がある。</li> <li>・地震の際に倒壊するおそれのある危険なブロック塀等が存在する。</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間建築物の耐震化促進のために住宅の耐震相談の実施や、助成制度の周知を行う。</li> <li>・市指定緊急輸送道路の沿道建築物の所有者等へ耐震化の必要性を周知するとともに、耐震診断、耐震改修工事の実施を促す。</li> <li>・地震によって倒壊するおそれのある危険ブロック塀等について、所有者等に対し塀の安全点検の実施及び安全性の確保を促す。</li> </ul>		

施策番号	64	施策名	公共施設等の計画的な管理と統合・廃止
主なとりくみ	(1)	公共施設等の計画的な管理	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が保有する公共施設のうち、建築物については耐震化が完了し、耐震化率は 100%であるが、建設から 30 年以上が経過した施設が増え、老朽化や機能劣化が進んでおり、対策が必要である。</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「狭山市公共施設等総合管理計画」、「狭山市公共施設再編計画」及び個別施設計画に基づき、施設の計画的な管理を行う。</li> </ul>		

1-3 異常気象(浸水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

施策番号	9	施策名	福祉の総合的な推進
主なとりくみ	—	施策の総合的な推進(福祉)	
脆弱性評価の結果	<p>・地域福祉に関する市民アンケート(令和元年度)では、地域福祉を充実させるために市や社会福祉協議会が優先的に取り組むべきと思うこととして、「地域における災害時の体制整備」が40.9%と最も多かったことから、災害時の体制整備の充実が求められている。</p>		
推進方針	<p>・避難行動要支援者名簿の周知を図るとともに、地域支援者と情報を共有し、日頃の見守り活動や、災害時の助け合い、個別避難支援計画の作成などの必要な支援に活用する。</p> <p>・市内福祉施設との「災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」の締結を推進する。</p> <p>・避難行動要支援者支援会議を開催し、関係課相互の連携を図り、避難行動要支援者名簿の活用や支援方法の検討など体制の整備を推進する。</p>		

施策番号	27	施策名	住みよいまちづくりの推進
主なとりくみ	(4)	良質な宅地開発・建築の誘導	
脆弱性評価の結果	<p>・災害ハザードエリア(急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域・浸水ハザードエリアなど)において、土地利用の抑制などの対策が必要である。</p>		
推進方針	<p>・災害ハザードエリアに位置する市街化調整区域において、住宅等の開発許可を厳格化し、安全なまちづくりを推進する。</p>		

施策番号	29	施策名	雨水対策の推進
主なとりくみ	(2)	河川などのいっ水防止	
脆弱性評価の結果	<p>・不老川は、河川管理者である埼玉県により、河川改修が進められているが、過去にも浸水被害が発生しており、対策が必要である。</p> <p>・市が管理する久保川などの一部の河川については、未改修の区間があり、改修の必要がある。</p>		
推進方針	<p>・治水安全性の向上に向け、不老川、入間川の流域自治体と連携し、埼玉県へ要望を行う。</p> <p>・市で管理する河川や水路の改修を検討するとともに、調整池などの整備を推進する。</p>		

施策番号	55	施策名	危機管理防災体制の充実
主なとりくみ	(2)	自助・共助による地域防災力の向上	
脆弱性評価の結果	・防災対策において必要な、「自助(自らの命を自ら守る)」、「共助(近所や地域でお互いに力を合わせて助け合う)」及び「公助(行政等公的機関による救助・援助)」を念頭に、地域防災の充実及び強化を進めていく必要がある。		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会などを基本とした自助・共助による地域防災力の向上を図るとともに、避難行動要支援者避難支援体制の強化を図る。</li> <li>・市全域にわたり自主防災組織を育成し、災害用資機材の配備を充実するとともに、自主防災組織の連合体を構築し、地域全体で被害の拡大を防ぐ。</li> <li>・自治会及び自主防災組織並びに事業者、学校等が、地域防災力の更なる向上を目指し、各地区の特性に応じた防災活動を定めるための防災計画を作成する取り組みに積極的な支援及び協力を行う。</li> </ul>		

施策番号	55	施策名	危機管理防災体制の充実
主なとりくみ	—	施策の総合的な推進(防災)	
脆弱性評価の結果	・水害ハザードマップにより、災害リスク等の周知が必要である。		
推進方針	・水害ハザードマップにより、市民に対し、自宅や職場などの浸水想定や水害時の避難場所を確認するよう促す。		

1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

施策番号	27	施策名	住みよいまちづくりの推進
主なとりくみ	(4)	良質な宅地開発・建築の誘導	
脆弱性評価の結果	・宅地等の造成地に発生する災害の防止対策が必要である。		
推進方針	・都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて宅地造成地における災害防止のための指導を行うとともに、災害ハザードエリアにおける開発抑制を行う。また、埼玉県と連携して大規模盛土造成地等の事前対策等を推進する。		

施策番号	55	施策名	危機管理防災体制の充実
主なとりくみ	—	施策の総合的な推進(防災)	
脆弱性評価の結果	・市内には急傾斜地崩壊危険区域が3か所、土砂災害警戒区域が25か所指定されている。		
推進方針	・市民に土砂災害危険箇所等を周知し、災害時の適切な避難行動を促す。		

1-5 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

施策番号	18	施策名	仕事と子育ての両立支援
主なとりくみ	(1)	保育施設の整備と保育内容の充実	
脆弱性評価の結果	・保育所において、災害発生時の園児の安全確保及び保護に向け、体制の整備が必要である。		
推進方針	・災害時には、保護者による引き取りが困難な場合も想定されることから、事前に十分な打ち合わせ等を行うとともに、飲料水・食料等の備蓄や、職員向けのマニュアルを作成するなど体制整備に努める。		

施策番号	18	施策名	仕事と子育ての両立支援
主なとりくみ	(4)	学童保育の充実	
脆弱性評価の結果	・学童保育室において、災害発生時の児童の安全確保及び保護に向け、体制の整備が必要である。		
推進方針	・災害時には、保護者による引き取りが困難な場合も想定されることから、一定期間学童保育室内に留める対策を講ずるとともに、飲料水・食料等の備蓄や、職員向けのマニュアルを作成するなど体制整備に努める。		

施策番号	42	施策名	教育の内容と支援の充実
主なとりくみ	—	施策の総合的な推進(教育)	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内小中学校については、学校の立地条件などを考慮した上で、災害時の応急教育計画の作成や、教職員に対する防災研修などの実施が求められている。</li> <li>・幼稚園については、園児の安全確保及び保護に向け、体制の整備が必要である。</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内小中学校については、児童、生徒等への防災(減災)教育や避難訓練について、内容及び方法等を検討して適切に実施する。また、災害時における下校や保護者の引き渡しについて、さやまっ子緊急メールシステムの活用を含め、保護者との連絡方法並びに判断基準等を検討する。</li> <li>・幼稚園について、災害時には保護者による引き取りが困難な場合も想定されることから、事前に十分な打ち合わせ等を行うとともに、職員向けのマニュアルを作成するなど体制整備に努める。</li> </ul>		

施策番号	55	施策名	危機管理防災体制の充実
主なとりくみ	(1)	個別行動マニュアルの整備、初動体制の強化	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の初動体制の強化に取り組む必要がある。</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急対策を速やかに実施するため、災害対策本部等の体制を強化する。また、業務継続計画(BCP)及び各種マニュアル等の整備を推進し、災害時優先業務が円滑に実施できる体制を整備する。</li> </ul>		

施策番号	55	施策名	危機管理防災体制の充実
主なとりくみ	(2)	自助・共助による地域防災力の向上	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会などを対象とした防災教育や防災リーダーの育成体制を充実し、地域防災力の向上を図る必要がある。</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会などを基本とした自助・共助による防災活動を推進し、地域防災力の向上を図る。</li> <li>・自主防災組織リーダー養成講座を開催し、自治会や自主防災組織の防災力向上に資する防災リーダーの育成を推進する。</li> <li>・地域コミュニティを単位とした防災力の向上を図るため、地区防災計画の制度の啓発や作成に係る支援に努める。</li> </ul>		

施策番号	65	施策名	機能的で活力のある組織運営の推進
主なとりくみ	(2)	活力のある組織を支える人材育成	
脆弱性評価の結果	・市職員が、災害発生時に迅速かつ的確に災害応急対応を実施するためには、防災に関する知識・技術とともに、常に高い防災意識を持つ必要がある。		
推進方針	・新規採用職員に対し、市職員としての災害対応における心構えや防災意識を高めるため、採用初期の段階において職員研修を実施する。		

事前に備えるべき目標2 救助・救急・医療活動による人命保護

2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態

施策番号	9	施策名	福祉の総合的な推進
主なとりくみ	(2)	地域福祉活動団体の育成と活動への支援と促進	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアの受け入れに対し、社会福祉協議会が主体となり体制を整備する必要がある。</li> <li>・災害時に支援が必要となる人をあらかじめ把握しておく必要がある。</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会が中心となり、災害ボランティアセンターを開設し、災害支援のために集まったボランティアを受け入れ、被災者からの要望に基づきボランティアの派遣を行う。</li> <li>・避難行動要支援者名簿の周知を図るとともに、地域支援者と情報を共有し、日頃の見守り活動や、災害時の助け合いなどの必要な支援に活用する。(再掲)</li> </ul>		

施策番号	24	施策名	道路ネットワークの構築
主なとりくみ	(1)	都市計画道路の整備	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における避難者の安全確保と災害支援活動の円滑化を図るため、都市計画道路の整備を推進し、道路ネットワークを構築する必要がある。</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「狭山都市計画道路整備計画」に基づき、市内の道路ネットワークを構築するとともに、新たな緊急輸送道路としての活用を視野に入れた都市計画道路の整備を推進する。</li> </ul>		

施策番号	28	施策名	安全で快適な道路環境の保全
主なとりくみ	(1)	道路の安全性の確保	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が指定する緊急輸送道路などの道路機能の確保が必要である。</li> <li>・市域を南北に隔てるように入間川が北東方向に流れ、多くの橋りょうによって南北地域をつないでおり、避難路や支援物資などの輸送路となることから、相互の行き来が滞ることがないように、橋りょうの耐震化など計画的な修繕が必要である。</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路や緊急輸送道路などの重要な路線を定期的に調査・点検し、計画的な修繕や更新を進める。</li> <li>・橋りょう等については、定期的に調査・点検を行い、計画的な修繕を進める。</li> </ul>		

施策番号	31	施策名	水道水の安定供給
主なとりくみ	(2)	安定的な給水体制の確立	
脆弱性評価の結果	・災害時に緊急輸送道路上で水道管の破裂等が生じると、緊急時の交通の妨げとなることから、埋設管の耐震化が必要である。		
推進方針	・「第2次狭山市水道ビジョン」に基づき耐震化工事を進め、管路は令和12年度までの完了、浄水施設及び配水施設は令和7年度までの完了を目途に、計画的に耐震化工事を実施する。		

施策番号	32	施策名	公共下水道の整備
主なとりくみ	(1)	汚水管、雨水管整備の推進	
脆弱性評価の結果	・緊急輸送道路に埋設されている公共下水道管等について、災害時に管路の損傷に伴う道路の陥没等が発生した場合、被災者救助等に大きな影響が生じることから、「狭山市下水道総合地震対策計画」に基づき、計画的な耐震化が必要である。		
推進方針	・緊急輸送道路等に埋設している公共下水道管など約120kmのうち、令和2年度末時点で57.2%が耐震化されていることから、引き続き、「狭山市下水道総合地震対策計画」に基づき、対象管の診断と調査を進めるとともに、対策を要する箇所については、計画的に耐震化工事を実施する。		

施策番号	54	施策名	建築物の適切な管理の推進
主なとりくみ	(2)	安全で良好な住環境の充実	
脆弱性評価の結果	・県指定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化が完了したことから、これに引き続き、市指定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を所有者等に働きかける必要がある。(再掲)		
推進方針	・市指定緊急輸送道路の沿道建築物の所有者等へ耐震化の必要性を周知するとともに、耐震診断、耐震改修工事の実施を促す。(再掲)		

施策番号	55	施策名	危機管理防災体制の充実
主なとりくみ	(2)	自助・共助による地域防災力の向上	
脆弱性評価の結果	・被災時における救助・捜索が必要な人を絞り込むためには、迅速な安否確認が重要となることから、日頃から地域での安否確認訓練等を実施することが必要である。		
推進方針	・自治会などを基本とした自助・共助による防災活動を推進し、地域防災力の向上を図る。(再掲)		

施策番号	56	施策名	消防・救急体制の充実
主なとりくみ	(2)	消防団の充実強化	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要となるマンパワーを確保するため、消防団員数の維持に努めるとともに、地域特性を熟知している団員の確保が必要である。</li> <li>・災害時にいつでも出動が可能な団員を確保し、初動体制の強化を図る必要がある。(再掲)</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な災害に迅速かつ的確に対応するため、消防団への加入促進に取り組み、消防団を中心とした地域の防災体制の強化を図る。(再掲)</li> <li>・消防団への加入促進にあたっては、地域内での人材確保に努める。</li> <li>・地域の実情を反映した組織・運営体制を実現するため、消防団の施設、車両、装備などの適正な配置及び計画的な整備を推進する。(再掲)</li> </ul>		

施策番号	56	施策名	消防・救急体制の充実
主なとりくみ	—	施策の総合的な推進(防災)	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害が発生すると、市だけでは対応が困難となり、非常時優先業務に遅れが生じる可能性があることから、これに対処する必要がある。</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相互応援に関する協定等に基づき、相互応援が行われる場合に備え、受援体制を整備する。</li> </ul>		

## 2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態

施策番号	12	施策名	地域医療体制の充実
主なとりくみ	(1)	診療体制の充実	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時は多数の傷病者が発生することが予想されることから、限られた医療資源を有効に活用できるよう調整する機能が必要である。</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会と「災害時の医療救護活動についての協定」を締結しており、本協定に基づき、災害発生時に、出動要請から医療救護班の編制・活動までを円滑に対応できる体制の整備を図る。</li> <li>・医師会の協力のもと、医療救護所を設置する指定避難所の保健室等に医薬品等を備蓄するとともに、市内の救急指定病院に、2～3日分の医薬品等の備蓄・管理を依頼する。</li> </ul>		

施策番号	55	施策名	危機管理防災体制の充実
主なとりくみ	(2)	自助・共助による地域防災力の向上	
脆弱性評価の結果	・自主防災組織や自治会等において、自主的な救護活動が実施できるような支援体制を構築する必要がある。		
推進方針	・自主防災組織や自治会等に対し、応急救護訓練(止血・人工呼吸・AED操作等)を通じて応急救護能力が強化されるよう指導を行い、地域の協力を得た中で救護体制の強化を図る。		

### 2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

施策番号	2	施策名	地球環境の保全
主なとりくみ	(2)	エネルギー対策の推進	
脆弱性評価の結果	・ライフラインが停止した場合、電気等日常生活を維持するために必要なエネルギーの確保が困難となることから、対策が必要である。		
推進方針	・クリーンエネルギー推進補助事業により、太陽光発電システムや蓄電システムの設置にかかる費用の一部を補助し、災害時に強い住宅件数の増加を図る。また、電気・燃料電池自動車の購入にかかる費用の一部を補助することにより、市民の災害対応力の強化を図る。		

施策番号	8	施策名	廃棄物の適正な処理
主なとりくみ	(2)	廃棄物処理施設の適正な管理と更新	
脆弱性評価の結果	<p>・災害時には、公共下水道等の生活排水処理施設が使用できなくなることが想定されるほか、避難所から発生するし尿等に対応する必要がある。</p> <p>・避難所に設置される仮設トイレについて、自宅のトイレが使用できない住民などが利用することにより、想定を超えるし尿の収集運搬が必要となる可能性がある。</p>		
推進方針	<p>・「狭山市災害廃棄物処理計画」に基づき、避難所に設置される仮設トイレのし尿等について、計画的な収集体制を整備する。</p> <p>・本市のし尿等の収集運搬車両や処理施設の被災状況によっては、対応が困難となるため、必要に応じて支援要請を行う。</p>		

施策番号	32	施策名	公共下水道の整備
主なとりくみ	(1)	汚水管、雨水管整備の推進	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時、マンホールポンプの停止や管きよの破損により、流下能力が低下し下水道施設から汚水が溢れ衛生環境が悪化するおそれがある。</li> <li>・内水による床上床下浸水被害が発生し衛生環境が悪化するおそれがある。</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「狭山市下水道総合地震対策計画」に基づく管きよ等の耐震化を実施する。</li> <li>・マンホールポンプの電力確保に向け、発電機の配備を計画的に進める。</li> <li>・計画的な内水排除を行うため雨水管の整備を進める。</li> </ul>		

#### 2-4 感染症等が蔓延する事態

施策番号	10	施策名	健康づくりの推進
主なとりくみ	(4)	感染症対策	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時には、市民の新型コロナウイルス感染症等の予防対策が疎かになり、感染が拡大する可能性がある。</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症拡大を防止するため、日頃から市民に対し、正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行う。</li> </ul>		

施策番号	55	施策名	危機管理防災体制の充実
主なとりくみ	—	施策の総合的な推進(防災)	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営が求められている。</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対応避難所運営ガイドラインに基づき、各避難所において避難所運営マニュアルを作成するとともに、運営マニュアルに基づき、感染防止対策を徹底する。</li> </ul>		

事前に備えるべき目標3 交通ネットワーク、情報通信機能の確保

3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態

施策番号	24	施策名	道路ネットワークの構築
主なとりくみ	(1)	都市計画道路の整備	
脆弱性評価の結果	・災害時における避難者の安全確保と災害支援活動の円滑化を図るため、都市計画道路の整備を推進し、道路ネットワークを構築する必要がある。(再掲)		
推進方針	・「狭山都市計画道路整備計画」に基づき、市内の道路ネットワークを構築するとともに、新たな緊急輸送道路としての活用を視野に入れた都市計画道路の整備を推進する。(再掲)		

施策番号	27	施策名	住みよいまちづくりの推進
主なとりくみ	(2)	住宅団地などの適正管理の促進	
脆弱性評価の結果	・適正に管理されていない空家等の倒壊による周辺住民への被害を軽減するため、空家等対策の推進が必要である。(再掲)		
推進方針	・「狭山市空家等対策計画」に基づき、特定空家等の発生を未然に防ぐための「適切な管理の促進」に重点を置きつつ、空家等の有効活用や特定空家等の解消に向けた対策にも取り組む。また、総合的な空家等対策を推進するための体制を整備する。(再掲)		

施策番号	28	施策名	安全で快適な道路環境の保全
主なとりくみ	(1)	道路の安全性の確保	
脆弱性評価の結果	・市が指定する緊急輸送道路などの道路機能の確保が必要である。(再掲) ・市域を南北に隔てるように入間川が北東方向に流れ、多くの橋りょうによって南北地域をつないでおり、避難路や支援物資などの輸送路となることから、相互の行き来が滞ることがないよう、橋りょうの耐震化など計画的な修繕が必要である。(再掲)		
推進方針	・都市計画道路や緊急輸送道路などの重要な路線を定期的に調査・点検し、計画的な修繕や更新を進める。(再掲) ・橋りょう等については、定期的に調査・点検を行い、計画的な修繕を進める。(再掲)		

施策番号	31	施策名	水道水の安定供給
主なとりくみ	(2)	安定的な給水体制の確立	
脆弱性評価の結果	・災害時に緊急輸送道路上で水道管の破裂等が生じると、緊急時の交通の妨げとなることから、埋設管の耐震化が必要である。(再掲)		
推進方針	・「第2次狭山市水道ビジョン」に基づき耐震化工事を進め、管路は令和12年度までの完了、浄水施設及び配水施設は令和7年度までの完了を目途に、計画的に耐震化工事を実施する。(再掲)		

施策番号	32	施策名	公共下水道の整備
主なとりくみ	(1)	污水管、雨水管整備の推進	
脆弱性評価の結果	・緊急輸送道路に埋設されている公共下水道管等について、災害時に管路の損傷に伴う道路の陥没等が発生した場合、被災者救助等に大きな影響が生じることから、「狭山市下水道総合地震対策計画」に基づき、計画的な耐震化が必要である。(再掲)		
推進方針	・緊急輸送道路等に埋設している公共下水道管など約120kmのうち、令和2年度末時点で57.2%が耐震化されていることから、引き続き、「狭山市下水道総合地震対策計画」に基づき、対象管の診断と調査を進めるとともに、対策を要する箇所については、計画的に耐震化工事を実施する。(再掲)		

施策番号	54	施策名	建築物の適切な管理の推進
主なとりくみ	(2)	安全で良好な住環境の充実	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間建築物の耐震化率は、住宅が約93%、病院、店舗など多数の者が利用する一定規模以上の建築物が約95%である。(再掲)</li> <li>・県指定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化が完了したことから、これに引き続き、市指定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を所有者等に働きかける必要がある。(再掲)</li> <li>・地震の際に倒壊するおそれのある危険なブロック塀等が存在する。(再掲)</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間建築物の耐震化促進のために住宅の耐震相談の実施や、助成制度の周知を行う。(再掲)</li> <li>・市指定緊急輸送道路の沿道建築物の所有者等へ耐震化の必要性を周知するとともに、耐震診断、耐震改修工事の実施を促す。(再掲)</li> <li>・地震によって倒壊するおそれのある危険なブロック塀等について、所有者等に対し塀の安全点検の実施及び安全性の確保を促す。(再掲)</li> </ul>		

### 3-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態

施策番号	24	施策名	道路ネットワークの構築
主なとりくみ	(1)	都市計画道路の整備	
脆弱性評価の結果	・災害時における避難者の安全確保と災害支援活動の円滑化を図るため、都市計画道路の整備を推進し、道路ネットワークを構築する必要がある。(再掲)		
推進方針	・「狭山都市計画道路整備計画」に基づき、市内の道路ネットワークを構築するとともに、新たな緊急輸送道路としての活用を視野に入れた都市計画道路の整備を推進する。(再掲)		

施策番号	28	施策名	安全で快適な道路環境の保全
主なとりくみ	(1)	道路の安全性の確保	
脆弱性評価の結果	・市が指定する緊急輸送道路などの道路機能の確保が必要である。(再掲) ・市域を南北に隔てるように入間川が北東方向に流れ、多くの橋りょうによって南北地域をつないでおり、避難路や支援物資などの輸送路となることから、相互の行き来が滞ることがないように、橋りょうの耐震化など計画的な修繕が必要である。(再掲)		
推進方針	・都市計画道路や緊急輸送道路などの重要な路線を定期的に調査・点検し、計画的な修繕や更新を進める。(再掲) ・橋りょう等については、定期的に調査・点検を行い、計画的な修繕を進める。(再掲)		

施策番号	31	施策名	水道水の安定供給
主なとりくみ	(2)	安定的な給水体制の確立	
脆弱性評価の結果	・災害時に緊急輸送道路上で水道管の破裂等が生じると、緊急時の交通の妨げとなることから、埋設管の耐震化が必要である。(再掲)		
推進方針	・「第2次狭山市水道ビジョン」に基づき耐震化工事を進め、管路は令和12年度までの完了、浄水施設及び配水施設は令和7年度までの完了を目途に、計画的に耐震化工事を実施する。(再掲)		

施策番号	32	施策名	公共下水道の整備
主なとりくみ	(1)	污水管、雨水管整備の推進	
脆弱性評価の結果	・緊急輸送道路に埋設されている公共下水道管等について、災害時に管路の損傷に伴う道路の陥没等が発生した場合、被災者救助等に大きな影響が生じることから、「狭山市下水道総合地震対策計画」に基づき、計画的な耐震化が必要である。(再掲)		
推進方針	・緊急輸送道路等に埋設している公共下水道管など約 120kmのうち、令和2年度末時点で 57.2%が耐震化されていることから、引き続き、「狭山市下水道総合地震対策計画」に基づき、対象管の診断と調査を進めるとともに、対策を要する箇所については、計画的に耐震化工事を実施する。(再掲)		

### 3-3 旅客の輸送が長期間停止する事態

施策番号	18	施策名	仕事と子育ての両立支援
主なとりくみ	(1)	保育施設の整備と保育内容の充実	
脆弱性評価の結果	・保育所において、災害発生時に保護者が帰宅困難者となり、園児の引き取りが困難となる場合が想定される。		
推進方針	・保護者と事前に十分な打ち合わせ等を行うとともに、飲料水・食料等の備蓄や、職員向けのマニュアルを作成するなど体制整備に努める。		

施策番号	18	施策名	仕事と子育ての両立支援
主なとりくみ	(4)	学童保育の充実	
脆弱性評価の結果	・学童保育室において、災害発生時に保護者が帰宅困難者となり、児童の引き取りが困難となる場合が想定される。		
推進方針	・児童を一定期間学童保育室内に留める対策を講ずるとともに、飲料水・食料等の備蓄や、職員向けのマニュアルを作成するなど体制整備に努める。		

施策番号	42	施策名	教育の内容と支援の充実
主なとりくみ	—	施策の総合的な推進(教育)	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内小中学校において、災害発生時に保護者が帰宅困難者となり、児童・生徒の帰宅が困難となる場合が想定される。</li> <li>・幼稚園において、災害発生時に保護者が帰宅困難者となり、園児の引き取りが困難となる場合が想定される。</li> </ul>		
推進方針	<p>市内小中学校については、災害時における下校や保護者の引き渡しについて、さやまっ子緊急メールシステムの活用を含め、保護者との連絡方法並びに判断基準等を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園について、保護者と事前に十分な打ち合わせ等を行うとともに、職員向けのマニュアルを作成するなど体制整備に努める。</li> </ul>		

施策番号	55	施策名	危機管理防災体制の充実
主なとりくみ	—	施策の総合的な推進(防災)	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害により鉄道、道路等が寸断された場合、本市への来訪者や市外からの通勤・通学者が帰宅できない状態になることが想定されることから、その対策が必要である。</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道等交通機関等の停止により、帰宅が困難となった者(帰宅困難者)を受け入れる一時滞在施設として、4 か所の市内公共施設を開放するとともに、受け入れにあたっては、市の指示のもと、施設管理者が対応する。</li> </ul>		

### 3-4 物資の輸送が長期間停止する事態

施策番号	24	施策名	道路ネットワークの構築
主なとりくみ	(1)	都市計画道路の整備	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における避難者の安全確保と災害支援活動の円滑化を図るため、都市計画道路の整備を推進し、道路ネットワークを構築する必要がある。(再掲)</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「狭山都市計画道路整備計画」に基づき、市内の道路ネットワークを構築するとともに、新たな緊急輸送道路としての活用を視野に入れた都市計画道路の整備を推進する。(再掲)</li> </ul>		

施策番号	28	施策名	安全で快適な道路環境の保全
主なとりくみ	(1)	道路の安全性の確保	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が指定する緊急輸送道路などの道路機能の確保が必要である。(再掲)</li> <li>・市域を南北に隔てるように入間川が北東方向に流れ、多くの橋りょうによって南北地域をつないでおり、避難路や支援物資などの輸送路となることから、相互の行き来が滞ることがないよう、橋りょうの耐震化など計画的な修繕が必要である。(再掲)</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路や緊急輸送道路などの重要な路線を定期的に調査・点検し、計画的な修繕や更新を進める。(再掲)</li> <li>・橋りょう等については、定期的に調査・点検を行い、計画的な修繕を進める。(再掲)</li> </ul>		

施策番号	31	施策名	水道水の安定供給
主なとりくみ	(2)	安定的な給水体制の確立	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に緊急輸送道路上で水道管の破裂等が生じると、緊急時の交通の妨げとなることから、埋設管の耐震化が必要である。(再掲)</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次狭山市水道ビジョン」に基づき耐震化工事を進め、管路は令和12年度までの完了、浄水施設及び配水施設は令和7年度までの完了を目的に、計画的に耐震化工事を実施する。(再掲)</li> </ul>		

施策番号	32	施策名	公共下水道の整備
主なとりくみ	(1)	汚水管、雨水管整備の推進	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路に埋設されている公共下水道管等について、災害時に管路の損傷に伴う道路の陥没等が発生した場合、被災者救助等に大きな影響が生じることから、「狭山市下水道総合地震対策計画」に基づき、計画的な耐震化が必要である。(再掲)</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路等に埋設している公共下水道管など約120kmのうち、令和2年度末時点で57.2%が耐震化されていることから、引き続き、「狭山市下水道総合地震対策計画」に基づき、対象管の診断と調査を進めるとともに、対策を要する箇所については、計画的に耐震化工事を実施する。(再掲)</li> </ul>		

### 3-5 情報通信が輻輳・途絶する事態

施策番号	53	施策名	地域情報化の推進
主なとりくみ	(1)	ICT の活用と促進	
脆弱性評価の結果	・市民が災害情報等を迅速に入手できるよう、インフラの整備が必要である。		
推進方針	・指定避難所となっている施設について、公衆無線 LAN を整備することにより、災害時、通信事業者等が公衆無線 LAN のアクセスポイントを無料で開放する「00000JAPAN」(ファイブゼロジャパン)が実施されることにより、輻輳時においても、避難者が携帯電話等により安否確認や情報収集等を行うことが可能となることから、導入について検討を進める。		

施策番号	55	施策名	危機管理防災体制の充実
主なとりくみ	—	施策の総合的な推進(防災)	
脆弱性評価の結果	・防災行政無線について、すべての市民に情報が確実に伝達されるとともに、対応にあたる職員相互が通信環境の輻輳に影響されることなく情報共有することができるよう、老朽施設・設備の更新が必要である。 ・災害時には、市庁舎内の災害対策本部と各出先施設等とのリアルタイムの情報共有が必要である。		
推進方針	・計画的に防災行政無線(固定系)のデジタル化及び維持管理を図るとともに、防災行政無線(移動系)の更新を実施する。 ・令和 2 年度に災害時にも活用可能なオンライン会議システムを導入しており、その活用を図る。		

施策番号	61	施策名	積極的な情報発信と情報活用の促進
主なとりくみ	(1)	積極的な情報発信の推進	
脆弱性評価の結果	・市民が様々な方法で災害情報等入手できるよう、環境の整備が必要である。		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙や公式ホームページ、公式 SNS、メール配信サービス、広報車、防災行政無線(固定系)など、様々な方法により情報を発信し、市民が情報を取得できる環境を整備する。</li> <li>・公式ホームページのトップページをライト版の緊急モードに切り替えるなど、災害時における情報提供体制の整備を進める。</li> </ul>		

### 3-6 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

施策番号	61	施策名	積極的な情報発信と情報活用の促進
主なとりくみ	(1)	積極的な情報発信の推進	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が様々な方法で災害情報等入手できるよう、環境の整備が必要である。(再掲)</li> <li>・SNS は、情報の即時性や拡散性を持ち合わせており、情報発信の有効な手段である一方、「嘘の情報」も拡散してしまう危険性があることから、情報の発信元や信ぴょう性を注意深く確認する必要がある。</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙や公式ホームページ、公式 SNS、メール配信サービス、広報車、防災行政無線(固定系)など、様々な方法により情報を発信し、市民が情報を取得できるようにする。(再掲)</li> <li>・市が外部からの情報提供により情報を発信する際は、誤った情報、嘘やデマ等の可能性を加味しながら、裏付けが取れる正確な情報のみを発信していくとともに、「嘘の情報」が拡散する危険性についても、平常時から市民に周知する。</li> </ul>		

## 事前に備えるべき目標4 必要不可欠な行政機能の確保

### 4-1 被災等により、治安が悪化する事態

施策番号	58	施策名	地域防犯対策の推進
主なとりくみ	(1)	地域防犯活動の推進	
脆弱性評価の結果	・災害時には、空き巣等の犯罪が増加することから、平常時から地域の犯罪の予防に努める必要がある。		
推進方針	・災害時において、速やかに犯罪予防警備体制を組織できるよう、平常時から警察や自主防犯組織などと連携を図るとともに、市民に対し、公式ホームページや SNS 等を活用した防犯に関する情報提供などを行い、防犯意識の高揚を図る。		

施策番号	58	施策名	地域防犯対策の推進
主なとりくみ	(2)	防犯設備の充実	
脆弱性評価の結果	・災害時には、様々な犯罪が多発することから、平常時から犯罪を起しにくい環境の整備に努める必要がある。		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪を誘発するおそれのある環境を改善するため、地域からの要望箇所や危険性の高い箇所に防犯灯を整備するとともに、防犯カメラの適正な設置及び運用を推進する。</li> <li>・防犯灯の適正な維持管理を推進する。</li> </ul>		

### 4-2 市の行政機能が低下する中で、応急対応行政需要が大幅に発生する事態

施策番号	55	施策名	危機管理防災体制の充実
主なとりくみ	(1)	個別行動マニュアルの整備、初動体制の強化	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市で策定している業務継続計画(BCP)に基づき、本庁舎等が被災した場合でも、業務を継続する必要がある。</li> <li>・大規模災害発生時には、市のみの対応では業務の継続に支障をきたすことが想定させる。</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画(BCP)に基づき、本庁舎等が被災した場合でも、業務が継続できるよう、計画的な研修、訓練を行う。</li> <li>・相互応援に関する協定等に基づき、相互応援が行われる場合に備え、受援体制を整備する。(再掲)</li> </ul>		

施策番号	62	施策名	効率的・効果的な行政運営の推進
主なとりくみ	(4)	電子自治体の推進	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時においても、情報セキュリティを確保しつつ、システムを稼働させ、必要となる市民サービスを継続する必要がある。</li> <li>・市民の利便性向上のため、被災者支援関係手続のオンライン化が必要である。</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる脅威を想定した上で優先的に運用しなければならないシステムを選別し、「狭山市 ICT-BCP」を常に見直すとともに、非常時を想定した訓練を継続する。</li> <li>・被災者支援関係手続のオンライン化の検討を進める。</li> </ul>		

事前に備えるべき目標5 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧

5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態

施策番号	24	施策名	道路ネットワークの構築
主なとりくみ	(1)	都市計画道路の整備	
脆弱性評価の結果	・災害時における避難者の安全確保と災害支援活動の円滑化を図るため、都市計画道路の整備を推進し、道路ネットワークを構築する必要がある。(再掲)		
推進方針	・「狭山都市計画道路整備計画」に基づき、市内の道路ネットワークを構築するとともに、新たな緊急輸送道路としての活用を視野に入れた都市計画道路の整備を推進する。(再掲)		

施策番号	28	施策名	安全で快適な道路環境の保全
主なとりくみ	(1)	道路の安全性の確保	
脆弱性評価の結果	・市が指定する緊急輸送道路などの道路機能の確保が必要である。(再掲) ・市域を南北に隔てるように入間川が北東方向に流れ、多くの橋りょうによって南北地域をつないでおり、避難路や支援物資などの輸送路となることから、相互の行き来が滞ることがないように、橋りょうの耐震化など計画的な修繕が必要である。(再掲)		
推進方針	・都市計画道路や緊急輸送道路などの重要な路線を定期的に調査・点検し、計画的な修繕や更新を進める。(再掲) ・橋りょう等については、定期的に調査・点検を行い、計画的な修繕を進める。(再掲)		

施策番号	31	施策名	水道水の安定供給
主なとりくみ	(2)	安定的な給水体制の確立	
脆弱性評価の結果	・災害時に緊急輸送道路上で水道管の破裂等が生じると、緊急時の交通の妨げとなることから、埋設管の耐震化が必要である。(再掲)		
推進方針	・「第2次狭山市水道ビジョン」に基づき耐震化工事を進め、管路は令和12年度までの完了、浄水施設及び配水施設は令和7年度までの完了を目途に、計画的に耐震化工事を実施する。(再掲)		

施策番号	32	施策名	公共下水道の整備
主なとりくみ	(1)	汚水管、雨水管整備の推進	
脆弱性評価の結果	・緊急輸送道路に埋設されている公共下水道管等について、災害時に管路の損傷に伴う道路の陥没等が発生した場合、被災者救助等に大きな影響が生じることから、「狭山市下水道総合地震対策計画」に基づき、計画的な耐震化が必要である。(再掲)		
推進方針	・緊急輸送道路等に埋設している公共下水道管など約 120kmのうち、令和2年度末時点で 57.2%が耐震化されていることから、引き続き、「狭山市下水道総合地震対策計画」に基づき、対象管の診断と調査を進めるとともに、対策を要する箇所については、計画的に耐震化工事を実施する。(再掲)		

施策番号	55	施策名	危機管理防災体制の充実
主なとりくみ	(2)	自助・共助による地域防災力の向上	
脆弱性評価の結果	・発災直後から救援物資が届くまでの備えとして、市民に対し、最低限備蓄しなければならないものとして、飲料水、カセットコンロ(ボンベ)、米、缶詰の備蓄を徹底するよう周知する必要がある。		
推進方針	・家庭における備蓄目標は、最低 3 日分の食料・飲料水とするが、不測の事態を考慮し、ローリングストック法をはじめとした 1 週間程度の食料品、1 日 3ℓを目標とした飲料水の備蓄の呼びかけを行う。		

施策番号	55	施策名	危機管理防災体制の充実
主なとりくみ	—	施策の総合的な推進(防災)	
脆弱性評価の結果	・災害時には、防災用資機材、食料、生活用水等さまざまな物資が不足する事態が予測されることから、それらの緊急調達に関する協定等の締結に努める必要がある。		
推進方針	・民間事業者等との協定の締結を推進し、災害応急対応の充実強化を図る。		

## 5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態

施策番号	2	施策名	地球環境の保全
主なとりくみ	(2)	エネルギー対策の推進	
脆弱性評価の結果	・ライフラインが停止した場合、電気等の生活を維持するためのエネルギー確保が困難となることから、対策が必要である。(再掲)		
推進方針	・クリーンエネルギー推進補助事業により、太陽光発電システムや蓄電システムの設置にかかる費用の一部を補助し、災害時に強い住宅件数の増加を図る。また、電気・燃料自動車の購入にかかる費用の一部を補助することにより、市民の災害対応力の強化を図る。(再掲)		

施策番号	55	施策名	危機管理防災体制の充実
主なとりくみ	(3)	災害応急対策の充実	
脆弱性評価の結果	・電気及びガス供給業者と協定を締結しているが、広範囲、かつ長時間にわたる供給が停止した場合に備え、各避難所に発電設備を整備する必要がある。		
推進方針	・各避難所に太陽光発電設備のほか、蓄電池、発電機等の整備を進めます。		

## 5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態

施策番号	31	施策名	水道水の安定供給
主なとりくみ	(2)	安定的な給水体制の確立	
脆弱性評価の結果	<p>・水道の耐震化率は、令和 2 年度末で、管路は 85.4%、浄水施設は 12.0%、配水施設は 81.5%となっており、今後も計画的な改修が必要である。</p> <p>・災害により広域的に断水が発生した場合は、被害状況に応じた応急給水活動を進めていく必要がある。</p>		
推進方針	<p>・「第 2 次狭山市水道ビジョン」に基づき耐震化工事を進め、管路は令和 12 年度までの完了、浄水施設及び配水施設は令和 7 年度までの完了を目的に、計画的に耐震化工事を実施する。(再掲)</p> <p>・「狭山市水道事業業務継続計画」に基づき、保有する給水車の派遣や組み立て式給水槽の設置などにより、迅速な給水活動を実施する。</p>		

5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態

施策番号	5	施策名	環境保全対策の推進
主なとりくみ	—	施策の総合的な推進(環境)	
脆弱性評価の結果	・単独処理浄化槽及び汲み取り槽は、老朽化が進んでいるものが多いことから、災害時には衛生的な問題が生じる恐れがあるため、合併処理浄化槽へ転換していく必要がある。		
推進方針	・老朽化した単独処理浄化槽及び汲み取り槽から、合併処理浄化槽への転換の必要性について啓発する。		

施策番号	32	施策名	公共下水道の整備
主なとりくみ	(1)	汚水管、雨水管整備の推進	
脆弱性評価の結果	・災害時、マンホールポンプの停止や管きよの破損により、流下能力が低下し下水道施設から汚水が溢れ衛生環境が悪化するおそれがある。(再掲) ・内水による床上床下浸水被害が発生し衛生環境が悪化するおそれがある。(再掲)		
推進方針	・「狭山市下水道総合地震対策計画」に基づく管きよ等の耐震化を実施する。(再掲) ・マンホールポンプの電力確保に向け、発電機の配備を計画的に進める。(再掲) ・計画的な内水排除を行うため雨水管の整備を進める。(再掲)		

5-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

施策番号	49	施策名	国際交流の推進
主なとりくみ	(2)	地域での国際交流の推進	
脆弱性評価の結果	<p>・市内の外国人居住者は年々増加しており、令和 2 年には 2,781 人と、平成 27 年から比較して 39.3%の増加となっており、異なる母国語を持つ外国人居住者に対応するため、多言語での表記や、「やさしい日本語」を活用した避難情報等の周知が求められている。</p> <p>・避難所において、外国籍の住民とのコミュニケーションが課題となる。</p>		
推進方針	<p>・「狭山市防災多言語マップ」について、国際交流協会と連携し周知を図るとともに、埼玉県が作成した 7 か国語防災ガイドブックの周知を図る。</p> <p>・避難所において、外国語通訳や翻訳ボランティア等を確保できるよう、国際交流協会の協力のもと、日本語を理解できない外国人居住者に対する、世話役的な人物の情報についても、把握に努める。</p>		

施策番号	50	施策名	地域コミュニティの活性化
主なとりくみ	(1)	市民の主体的なまちづくり活動の推進	
脆弱性評価の結果	<p>・自治会や市民活動団体などの地域活動団体への市民の参加が減少傾向にあり、災害時においても地域で支えあうことができる共助の体制を構築していく必要がある。</p>		
推進方針	<p>・地域の活力や支えあいの力が低下しないよう、平常時から自治会活動や市民活動団体の重要性を啓発し、活動の活性化を支援することで、共助による避難行動や避難所での生活環境維持ができる地域コミュニティの構築を目指す。</p>		

施策番号	55	施策名	危機管理防災体制の充実
主なとりくみ	—	施策の総合的な推進(防災)	
脆弱性評価の結果	<p>・多数の市民が避難者となった場合、避難所の収容能力の不足が生じる可能性がある</p>		
推進方針	<p>・避難所の不足に備え、隣接市との避難所の相互利用について、協力体制を確立するとともに、市内の大学や事業所等との災害協定の締結を行い、非常時に利用できる施設の充実を図る。</p>		

## 事前に備えるべき目標6 経済活動の機能維持

### 6-1 産業の生産力が大幅に低下する事態

施策番号	34	施策名	地域産業の支援の充実
主なとりくみ	—	施策の総合的な推進(産業)	
脆弱性評価の結果	・災害時に企業活動を維持するため、事業者における事業継続計画(BCP)の策定を促進する必要がある。		
推進方針	・災害時において、被害を最小限にとどめることができるよう、市内企業に対し、業務継続計画(BCP)の策定の重要性について普及啓発活動を行うなど、策定を促進していく。		

施策番号	37	施策名	環境保全の体制の充実
主なとりくみ	(3)	農業の担い手の育成・確保	
脆弱性評価の結果	・大規模自然災害等による農作物の被災や農地の荒廃は、耕作放棄地の増加など、農業従事者の減少にもつながることから、担い手を確保していく必要がある。		
推進方針	・就農相談の機会の拡充などにより、農業後継者や新規就農者の確保を促進する。		

施策番号	37	施策名	環境保全の体制の充実
主なとりくみ	(6)	農業生産基盤などの整備と維持管理	
脆弱性評価の結果	・市内の農業施設について、老朽化の進行とともに、更新の時期を迎える施設が増加してきている。		
推進方針	・災害時においてもその機能を維持・継続するため、畑地灌漑施設の更新支援や農業施設の適正な維持管理と老朽化への対策に取り組む。		

### 6-2 金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態

施策番号	34	施策名	地域産業の支援の充実
主なとりくみ	(1)	中小企業・小規模企業の経営安定化支援の充実	
脆弱性評価の結果	・被災により影響を受けた中小企業・小規模企業に対し、経営の安定化・正常化に向け、必要となる事業用資金等の融資が円滑に行われるよう、支援する必要がある。		
推進方針	・商工会議所や市内金融機関と連携し、狭山市中小企業制度融資や、県の経営安定資金(災害復旧関連資金)などの周知に努める。		

## 事前に備えるべき目標7 二次災害の発生抑制

### 7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態

施策番号	27	施策名	住みよいまちづくりの推進
主なとりくみ	(2)	住宅団地などの適正管理の促進	
脆弱性評価の結果	・適正に管理されていない空家等の火災による周辺住民への被害を軽減するため、空家等の対策が必要である。(再掲)		
推進方針	・「狭山市空家等対策計画」に基づき、特定空家等の発生を未然に防ぐための「適切な管理の促進」に重点を置きつつ、空家等の有効活用や特定空家等の解消に向けた対策にも取り組む。また、総合的な空家等対策を推進するための体制を整備する。(再掲)		

施策番号	27	施策名	住みよいまちづくりの推進
主なとりくみ	(4)	良質な宅地開発・建築の誘導	
脆弱性評価の結果	・老朽木造住宅密集市街地について、火災の発生・拡大が想定され、対策が必要である。(再掲)		
推進方針	・住宅密集地などリスクの高い地域や災害時の道路機能維持に影響を及ぼす沿道を、防火・準防火地域に指定することについて検討を行う。(再掲)		

施策番号	30	施策名	公園整備・都市緑化の推進
主なとりくみ	(1)	公園の整備と管理の充実	
脆弱性評価の結果	・市街地で大規模火災が発生した場合に、延焼を防止する公園や緑地等の確保が必要である。(再掲)		
推進方針	・火災の延焼防止を図ることができ、また、避難場所にもなることから、公園や緑地等の整備を推進する。(再掲)		

施策番号	31	施策名	水道水の安定供給
主なとりくみ	(2)	安定的な給水体制の確立	
脆弱性評価の結果	・大規模火災が発生した場合に、消火栓等からの多量の水利を確保する必要がある。		
推進方針	<p>・県営水道に対して安定した県水の供給を要請するとともに、自己水源の確保に努める。</p> <p>・第2次狭山市水道ビジョンに基づき耐震化工事を進め、管路は令和12年度までの完了、浄水施設及び配水施設は令和7年度までの完了を目途に、計画的に耐震化工事を実施する。(再掲)</p>		

施策番号	56	施策名	消防・救急体制の充実
主なとりくみ	(1)	埼玉西部消防組合との連携の推進	
脆弱性評価の結果	・消防、救急車両等の資器材や消火栓・防火水槽等の消防水利施設については、火災時に機能するよう適正な維持管理を行っていく必要がある。		
推進方針	・埼玉西部消防組合において、消防、救急車両等の資器材の適正な維持管理や計画的な更新を実施するとともに、消火栓や防火水槽等の消防水利設備の新設、維持管理を実施していく。		

施策番号	56	施策名	消防・救急体制の充実
主なとりくみ	(2)	消防団の充実強化	
脆弱性評価の結果	<p>・消防車両等の資器材については、火災時に機能するよう適正な維持管理を行っていく必要がある。</p> <p>・災害時にいつでも出動が可能な団員を確保し、初動体制の強化を図る必要がある。(再掲)</p> <p>・大規模火災が発生し、消火に時間を要する場合、逐次交代しながら消火活動にあたることから、団員数の維持に努める必要がある。(再掲)</p>		
推進方針	<p>・様々な災害に迅速かつ的確に対応するため、消防団への加入促進に取り組み、消防団を中心とした地域の防災体制の強化を目指す。(再掲)</p> <p>・地域の実情を反映した組織・運営体制を目指し、消防団の施設、車両、装備などの適正な配置及び計画的な整備を推進する。(再掲)</p> <p>・火災予防・広報団員、OB 団員など、それぞれの能力やメリットを生かしながら、特定の活動や役割のみに参加する機能別消防団員制度の導入を検討する。(再掲)</p>		

## 7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態

施策番号	29	施策名	雨水対策の推進
主なとりくみ	(1)	雨水の流出抑制と有効活用	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川などへ雨水を流出抑制するため、個人の住宅への貯留施設や浸透施設の設置に対し補助金を交付している。(再掲)</li> <li>・激甚化、頻発化する水害に対し、あらゆる関係者が協働して流域全体で備える流域治水への転換が求められている。(再掲)</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水の流出を抑制し、雨水の有効利用を図るため、市民に対して、雨水貯留設備及び浸透施設設置の働きかけ、設置補助等により、一層の普及を図る。(再掲)</li> <li>・国土交通省関東地方整備局、埼玉県、県内自治体が参加する荒川水系(埼玉ブロック)流域治水協議会において、関係機関と連携し、流域治水に向けた取り組みを推進する。(再掲)</li> </ul>		

施策番号	29	施策名	雨水対策の推進
主なとりくみ	(2)	河川などのいっ水防止	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不老川は、河川管理者である埼玉県により、河川改修が進められているが、過去にも浸水被害が発生しており、対策が必要である。(再掲)</li> <li>・市が管理する久保川などの一部の河川については、未改修の区間があり、改修の必要がある。(再掲)</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治水安全性の向上に向け、不老川流域、入間川流域における流域都市と連携し、埼玉県へ要望を行う。(再掲)</li> <li>・市で管理する河川や水路の改修を検討するとともに、調整池などの整備を推進する。(再掲)</li> </ul>		

## 7-3 危険物・有害物質等が流出する事態

施策番号	5	施策名	環境保全対策の推進
主なとりくみ	(1)	環境汚染などの未然防止	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質等の河川等への流出を未然に防止をするため、工場や事業所に対して、定期的に立入り検査を実施し、法令に基づき指導するとともに、二次災害の未然防止の啓発を行う必要がある。</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害が発生した際の有害物質の流出に備え、狭山消防署や狭山保健所等の関係機関との連携を強化する。また、有害物質の感知や災害対応に必要な資機材の整備等により、流出事故に迅速に対応できる体制を確保・整備する。</li> </ul>		

事前に備えるべき目標8 大規模自然災害被災後の迅速な再建・復興

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態

施策番号	8	施策名	廃棄物の適正な処理
主なとりくみ	(2)	廃棄物処理施設の適正な管理と更新	
脆弱性評価の結果	・災害時には、大量の災害廃棄物の発生が想定されており、これらを適切に運搬、収集、処理できず停滞が発生すれば、迅速な再建・復旧にも支障をきたす可能性がある。また、災害時に迅速に廃棄物を処理するため、「狭山市災害廃棄物処理計画」に基づき、平常時より研修・訓練等を実施する必要がある。		
推進方針	・「狭山市災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速に廃棄物を処理する体制を構築するとともに、国・県・近隣自治体及び廃棄物関係団体等との情報共有や協力体制の構築を推進する。		

8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策番号	24	施策名	道路ネットワークの構築
主なとりくみ	(1)	都市計画道路の整備	
脆弱性評価の結果	・災害時における避難者の安全確保と災害支援活動の円滑化を図るため、都市計画道路の整備を推進し、道路ネットワークを構築する必要がある。(再掲)		
推進方針	・「狭山都市計画道路整備計画」に基づき、市内の道路ネットワークを構築するとともに、新たな緊急輸送道路としての活用を視野に入れた都市計画道路の整備を推進する。(再掲)		

施策番号	27	施策名	住みよいまちづくりの推進
主なとりくみ	(2)	住宅団地などの適正管理の推進	
脆弱性評価の結果	・適正に管理されていない空家等の倒壊による周辺住民への被害を軽減するため、空家等対策の推進が必要である。(再掲)		
推進方針	・「狭山市空家等対策計画」に基づき、特定空家等の発生を未然に防ぐための「適切な管理の促進」に重点を置きつつ、空家等の有効活用や特定空家等の解消に向けた対策にも取り組む。また、総合的な空家等対策を推進するための体制を整備する。(再掲)		

施策番号	28	施策名	安全で快適な道路環境の保全
主なとりくみ	(1)	道路の安全性の確保	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が指定する緊急輸送道路などの道路機能の確保が必要である。(再掲)</li> <li>・市域を南北に隔てるように入間川が北東方向に流れ、多くの橋りょうによって南北地域をつないでおり、避難路や支援物資などの輸送路となることから、相互の行き来が滞ることがないよう、橋りょうの耐震化など計画的な修繕が必要である。(再掲)</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路や緊急輸送道路などの重要な路線を定期的に調査・点検し、計画的な修繕や更新を進める。(再掲)</li> <li>・橋りょう等については、定期的に調査・点検を行い、計画的な修繕を進める。(再掲)</li> </ul>		

施策番号	31	施策名	水道水の安定供給
主なとりくみ	(2)	安定的な給水体制の確立	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に緊急輸送道路上で水道管の破裂等が生じると、緊急時の交通の妨げとなることから、埋設管の耐震化が必要である。(再掲)</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次狭山市水道ビジョン」に基づき耐震化工事を進め、管路は令和12年度までの完了、浄水施設及び配水施設は令和7年度までの完了を目的に、計画的に耐震化工事を実施する。(再掲)</li> </ul>		

施策番号	32	施策名	公共下水道の整備
主なとりくみ	(1)	汚水管、雨水管整備の推進	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路に埋設されている公共下水道管等について、災害時に管路の損傷に伴う道路の陥没等が発生した場合、被災者救助等に大きな影響が生じることから、「狭山市下水道総合地震対策計画」に基づき、計画的な耐震化が必要である。(再掲)</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路等に埋設している公共下水道管など約120kmのうち、令和2年度末時点で57.2%が耐震化されていることから、引き続き、「狭山市下水道総合地震対策計画」に基づき、対象管の診断と調査を進めるとともに、対策を要する箇所については、計画的に耐震化工事を実施する。(再掲)</li> </ul>		

施策番号	43	施策名	教育環境の充実
主なとりくみ	(4)	学校ICT環境の充実	
脆弱性評価の結果	・災害の発生により、学校施設が利用できない状況であっても、子供たちの学びの環境を確保する必要がある。		
推進方針	・災害の発生等による緊急時においても、家庭でも繋がる通信環境の整備など、ICTの活用を通じて、子供たちの学びを保障できる環境整備を推進する。		

施策番号	54	施策名	建築物の適切な管理の推進
主なとりくみ	(2)	安全で良好な住環境の充実	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間建築物の耐震化率は、住宅が約 93%、病院、店舗など多数の者が利用する一定規模以上の建築物が約 95%である。(再掲)</li> <li>・県指定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化が完了したことから、これに引き続き、市指定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を所有者等に働きかける必要がある。(再掲)</li> <li>・地震の際に倒壊するおそれのある危険なブロック塀等が存在する。(再掲)</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間建築物の耐震化促進のために住宅の耐震相談の実施や、助成制度の周知を行う。(再掲)</li> <li>・市指定緊急輸送道路の沿道建築物の所有者等へ耐震化の必要性を周知するとともに、耐震診断、耐震改修工事の実施を促す。(再掲)</li> <li>・地震によって倒壊するおそれのある危険ブロック塀等について、所有者等に対し塀の安全点検の実施及び安全性の確保を促す。(再掲)</li> </ul>		

施策番号	55	施策名	危機管理防災体制の充実
主なとりくみ	(1)	個別行動マニュアルの整備、初動体制の強化	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市で策定している業務継続計画(BCP)に基づき、本庁舎等が被災した場合でも、業務を継続する必要がある。</li> <li>・大規模災害発生時には、市のみでの対応では業務の継続に支障をきたすことが想定させる。</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画(BCP)に基づき、本庁舎等が被災した場合でも、業務が継続できるよう、計画的な研修、訓練を行う。</li> <li>・相互応援に関する協定等に基づき、受援体制を整備する。(再掲)</li> </ul>		

### 8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

施策番号	28	施策名	安全で快適な道路環境の保全
主なとりくみ	—	施策の総合的な推進(都市基盤)	
脆弱性評価の結果	・災害等により、土地境界が不明とならないよう管理する必要がある。		
推進方針	・事前防災対策として、災害時に迅速な復旧・復興活動を行うことができるよう、地籍調査事業を推進する。		

### 8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

施策番号	37	施策名	農業の活性化
主なとりくみ	(6)	農業生産基盤などの整備と維持管理	
脆弱性評価の結果	・市内の農業施設について、老朽化の進行とともに、更新の時期を迎える施設が増加してきている。(再掲)		
推進方針	・災害時においてもその機能を維持・継続するため、畑地灌漑施設の更新支援や農業施設の適正な維持管理と老朽化への対策に取り組む。(再掲)		

### 8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

施策番号	29	施策名	雨水対策の推進
主なとりくみ	(1)	雨水の流出抑制と有効活用	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川などへ雨水を流出抑制するため、個人の住宅への貯留施設や浸透施設の設置に対し補助金を交付している。(再掲)</li> <li>・激甚化、頻発化する水害に対し、あらゆる関係者が協働して流域全体で備える流域治水への転換が求められている。(再掲)</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水の流出を抑制し、雨水の有効利用を図るため、市民に対して、雨水貯留設備及び浸透施設設置の働きかけ、設置補助等により、一層の普及を図る。(再掲)</li> <li>・国土交通省関東地方整備局、埼玉県、県内自治体が参加する荒川水系(埼玉ブロック)流域治水協議会において、関係機関と連携し、流域治水に向けた取り組みを推進する。(再掲)</li> </ul>		

施策番号	29	施策名	雨水対策の推進
主なとりくみ	(2)	河川などのいっ水防止	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不老川は、河川管理者である埼玉県により、河川改修が進められているが、過去にも浸水被害が発生しており、対策が必要である。(再掲)</li> <li>・市が管理する久保川などの一部の河川については、未改修の区間があり、改修の必要がある。(再掲)</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治水安全性の向上に向け、不老川流域、入間川流域における流域都市と連携し、埼玉県へ要望を行う。(再掲)</li> <li>・市で管理する河川や水路の改修を検討するとともに、調整池などの整備を推進する。(再掲)</li> </ul>		

#### 8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

施策番号	9	施策名	福祉の総合的な推進
主なとりくみ	(2)	地域福祉活動団体の育成と活動への支援と促進	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアの受け入れに対し、社会福祉協議会が主体となり体制を整備する必要がある。(再掲)</li> <li>・災害時に支援が必要となる人をあらかじめ把握しておく必要がある。(再掲)</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会が中心となり、災害ボランティアセンターを開設し、災害支援のために集まったボランティアを受け入れ、被災者からの要望に基づきボランティアの派遣を行う。(再掲)</li> <li>・避難行動要支援者名簿の周知を図るとともに、地域支援者と情報を共有し、日頃の見守り活動や、災害時の助け合いなどの必要な支援に活用する。(再掲)</li> </ul>		

施策番号	55	施策名	危機管理防災体制の充実
主なとりくみ	—	施策の総合的な推進(防災)	
脆弱性評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の道路通行への応急対応など、あらゆる分野で速やかな復旧・復興をするために不可欠な人材を確保する必要がある。</li> </ul>		
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の道路通行への応急対応及び物資並びに情報の提供や市民相談等を行うため、災害支援協定を締結している様々な関係団体の協力を得るなど、復旧・復興に向けた人材確保に向けた体制を整備する。</li> </ul>		

8-7 貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

施策番号	48	施策名	創造性豊かな文化の振興
主なとりくみ	(2)	文化財の保存・継承と公開や活用	
脆弱性評価の結果	・建造物や絵画・彫刻などの各種文化財について、大規模自然災害等により、毀損する恐れがあるため、適切な環境で保護・保全する必要がある。		
推進方針	・市内に存在する貴重な文化財を後世に伝えるため、市及び県指定の有形文化財については、それぞれの特性を踏まえ、保護を進めるとともに、無形文化財や無形民俗文化財については、それに関連する物品の保護・保全を進める。		

## 2. リスクシナリオと総合計画における各施策の対応表

リスクシナリオが総合計画のどの施策に該当するのかについて、以下の通り整理します。

狭山市のリスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		施策 番号	主なと りくみ 番号	事業名称
1-1)	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	27	(2)	住宅団地などの適正管理の促進
		27	(4)	良質な宅地開発・建築の誘導
		30	(1)	公園の整備と管理の充実
		54	(1)	市営住宅の長寿命化と住宅ニーズへの対応
		54	(2)	安全で良好な住環境の充実
		56	(1)	埼玉西部消防組合との連携の推進
		56	(2)	消防団の充実強化
		59	—	施策の総合的な推進(基地対策)
1-2)	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態	27	(2)	住宅団地などの適正管理の促進
		54	(2)	安全で良好な住環境の充実
		64	(1)	公共施設等の計画的な管理
1-3)	異常気象(浸水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	9	—	施策の総合的な推進(福祉)
		27	(4)	良質な宅地開発・建築の誘導
		29	(2)	河川などのいっ水防止
		55	(2)	自助・共助による地域防災力の向上
		55	—	施策の総合的な推進(防災)
1-4)	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	27	(4)	良質な宅地開発・建築の誘導
		55	—	施策の総合的な推進(防災)
1-5)	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	18	(1)	保育施設の整備と保育内容の充実
		18	(4)	学童保育の充実
		42	—	施策の総合的な推進(教育)
		55	(1)	個別行動マニュアルの整備・初動体制の強化
		55	(2)	自助・共助による地域防災力の向上
		65	(2)	活力のある組織を支える人材育成
2-1)	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	9	(2)	地域福祉活動団体の育成と活動への支援と促進
		24	(1)	都市計画道路の整備

		28	(1)	道路の安全性の確保
		31	(2)	安定的な給水体制の確立
		32	(1)	污水管、雨水管整備の推進
		54	(2)	安全で良好な住環境の充実
		55	(2)	自助・共助による地域防災力の向上
		56	(2)	消防団の充実強化
		56	—	施策の総合的な推進(防災)
2-2)	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態	12	(1)	診療体制の充実
		55	(2)	自助・共助による地域防災力の向上
2-3)	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態	2	(2)	エネルギー対策の推進
		8	(2)	廃棄物処理施設の適正な管理と更新
		32	(1)	污水管、雨水管整備の推進
2-4)	感染症等が蔓延する事態	10	(4)	感染症対策
		55	—	施策の総合的な推進(防災)
3-1)	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態	24	(1)	都市計画道路の整備
		27	(2)	住宅団地などの適正管理の促進
		28	(1)	道路の安全性の確保
		31	(2)	安定的な給水体制の確立
		32	(1)	污水管、雨水管整備の推進
		54	(2)	安全で良好な住環境の充実
3-2)	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態	24	(1)	都市計画道路の整備
		28	(1)	道路の安全性の確保
		31	(2)	安定的な給水体制の確立
		32	(1)	污水管、雨水管整備の推進
3-3)	旅客の輸送が長期間停止する事態	18	(1)	保育施設の整備と保育内容の充実
		18	(4)	学童保育の充実
		42	—	施策の総合的な推進(教育)
		55	—	施策の総合的な推進(防災)
3-4)	物資の輸送が長期間停止する事態	24	(1)	都市計画道路の整備
		28	(1)	道路の安全性の確保
		31	(2)	安定的な給水体制の確立
		32	(1)	污水管、雨水管整備の推進
3-5)	情報通信が輻輳・途絶する事態	53	(1)	ICTの活用と促進
		55	—	施策の総合的な推進(防災)

		61	(1)	積極的な情報発信の推進
3-6)	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態	61	(1)	積極的な情報発信の推進
4-1)	被災等により、治安が悪化する事態	58	(1)	地域防犯活動の推進
		58	(2)	防犯設備の充実
4-2)	市の行政機能が低下する中で、応急対応行政需要が大幅に発生する事態	55	(1)	個別行動マニュアルの整備、初動体制の強化
		62	(4)	電子自治体の推進
5-1)	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	24	(1)	都市計画道路の整備
		28	(1)	道路の安全性の確保
		31	(2)	安定的な給水体制の確立
		32	(1)	污水管、雨水管整備の推進
		55	(2)	自助・共助による地域防災力の向上
		55	—	施策の総合的な推進(防災)
5-2)	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態	2	(2)	エネルギー対策の推進
		55	(3)	災害応急対策の充実
5-3)	取水停止等により、給水停止が長期化する事態	31	(2)	安定的な給水体制の確立
5-4)	污水处理の長期間停止等により、污水が滞留する事態	5	—	施策の総合的な推進(環境)
		32	(1)	污水管、雨水管整備の推進
5-5)	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	49	(2)	地域での国際交流の推進
		50	(1)	市民の主体的なまちづくり活動の推進
		55	—	施策の総合的な推進(防災)
6-1)	産業の生産力が大幅に低下する事態	34	—	施策の総合的な推進(産業)
		37	(3)	農業の担い手の育成・確保
		37	(6)	農業生産基盤などの整備と維持管理
6-2)	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態	34	(1)	中小企業・小規模企業の経営安定化支援の充実
7-1)	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態	27	(2)	住宅団地などの適正管理の促進
		27	(4)	良質な宅地開発・建築の誘導
		30	(1)	公園の整備と管理の充実

		31	(2)	安定的な給水体制の確立
		56	(1)	埼玉西部消防組合との連携の推進
		56	(2)	消防団の充実強化
7-2)	洪水抑制機能が大幅に低下する事態	29	(1)	雨水の流出抑制と有効活用
		29	(2)	河川などのいっ水防止
7-3)	危険物・有害物質等が流出する事態	5	(1)	環境汚染などの未然防止
8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態	8	(2)	廃棄物処理施設の適正な管理と更新
8-2)	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	24	(1)	都市計画道路の整備
		27	(2)	住宅団地などの適正管理の促進
		28	(1)	道路の安全性の確保
		31	(2)	安定的な給水体制の確立
		32	(1)	污水管、雨水管整備の推進
		43	(4)	学校ICT環境の充実
		54	(2)	安全で良好な住環境の充実
	55	(1)	個別行動マニュアルの整備、初動体制の強化	
8-3)	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態	28	—	施策の総合的な推進(都市基盤)
8-4)	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態	37	(6)	農業生産基盤などの整備と維持管理
8-5)	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態	29	(1)	雨水の流出抑制と有効活用
		29	(2)	河川などのいっ水防止
8-6)	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	9	(2)	地域福祉活動団体の育成と活動への支援と促進
		55	—	施策の総合的な推進(防災)
8-7)	貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	48	(2)	文化財の保存・継承と公開や活用

## 第6章 計画の推進と進捗管理

### 1. 推進体制

本計画は、総合計画や地域防災計画をはじめとする各分野別個別計画の推進と併せ、本市の各所管課との連携はもとより、国、県、関係自治体、防災関係団体、市民、公益活動団体及び民間企業等の多様な主体と相互に連携を図り、効果的・効率的に推進していくものです。

### 2. 計画の進捗管理

本計画に基づく事業や施策は、進捗状況を把握しながら、PDCA サイクルの仕組みに基づき、継続的な改善を図ります。

また、本市を取り巻く環境や社会状況の変化等により、必要に応じて本計画の見直しについても検討します。

### 3. SDGsの達成に向けた施策の推進

誰一人取り残されない、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現を目指し、平成27年に国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。その中核をなすのが、SDGsの17のゴールと、169のターゲットです。

本市の総合計画では、それぞれの施策が、SDGsの17のゴールのいずれの達成に寄与するかを施策ごとに示しています。

本計画は、総合計画と整合・調和が図られていることから、本計画を推進することにより、SDGsの達成にも寄与することとなります。